

令和8年度 国保制度の改正についてのお知らせ

1. 子ども・子育て支援金制度の開始

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。皆さんからいただいた支援金は、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児期間中の国民年金保険料免除など、さまざまな給付の財源となります。

令和8年度分から皆さんが加入する医療保険料（税）と合わせて、子ども・子育て支援金をご負担いただくことになります。

大洗町の国民健康保険税では下記の税率で賦課・徴収します。金額につきましては7月に送付する納入通知書にてご確認ください。



項目	医療分	後期分	介護分	子ども・子育て支援分
所得割	5.8%	2.6%	2.1%	0.27%
均等割	37,000 円	16,000 円	17,000 円	1,700 円 ※1
18 歳以上均等割	—	—	—	200 円 ※2
限度額	67 万円	26 万円	17 万円	3万円

※1 18 歳未満（高校生年代以下）は均等割が全額軽減されます。

※2 18 歳以上均等割とは、18 歳以上の加入者一人ごとの税額です。

2. 国民健康保険税の軽減判定所得の基準の改正

所得に応じた保険税の負担のために、令和8年度から保険税の軽減対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者数に乘ずる金額が変更になります。

軽減判定所得とは、賦課期日である4月1日時点（年度の途中で加入した世帯は国民健康保険の資格取得日）での世帯主（国民健康保険以外の保険に加入している世帯主を含む）と国民健康保険加入者および旧国保加入者の総所得金額等の合計額です。

【令和8年度】

割合	計算
7割軽減	43 万円 + 10 万円 × [給与または年金所得者数 - 1] 以下
5割軽減	43 万円 + 10 万円 × [給与または年金所得者数 - 1] + 31 万円 × 国保被保険者数 以下
2割軽減	43 万円 + 10 万円 × [給与または年金所得者数 - 1] + 57 万円 × 国保被保険者数 以下

※ 前年中の所得が申告されていない被保険者がいる世帯は基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減判定は行えません。